

## 議案第 5 4 号

北本市個人情報保護条例の一部改正について

北本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 北本市個人情報保護条例（平成 3 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 8 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。第 1 1 条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第 1 項中「個人情報の利用」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第 1 2 条において同じ。）の利用」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。第 1 1 条の次に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用する場合について準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する場合に該当し、特定個人情報を提供する場合について準用する。

第12条中「前条第1項又は第2項」を「第11条第1項又は第2項」に、「使用目的若しくは使用方法」を「利用目的若しくは利用方法」に改める。

第13条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第14条第2項中「病気、負傷等やむを得ない理由があり、かつ、個人情報の開示をすることが本人の福祉の増進に資すると実施機関が認める代理人」を「本人の委任による代理人(以下これらを「代理人」という。)」に改める。

第16条中「自己情報が」を「自己情報(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の中止等の請求)

第17条の2 何人も、自己情報のうち特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得された

ものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は削除

(2) 第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

第18条中「前3条」を「第15条から前条まで」に改める。

第19条第1項中「又は第17条第1項の規定による自己情報の目的外利用等の中止」を「、第17条第1項の規定による自己情報の目的外利用等の中止又は第17条の2の規定による特定個人情報の利用の中止、削除若しくは提供の中止」に改める。

第20条第1項及び第2項中「目的外利用等の」を削り、同条第4項中「個人情報の全部若しくは一部の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「開示等」に改める。

第22条第2項中「目的外利用等の」を削り、「当該個人情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）」に改める。

第24条第1項第2号中「、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「又は訂正等」に改める。

第25条第2号中「目的外利用等の中止請求」を「中止の請求」に改める。

第32条中「、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「（特定個人情報の開示を除く。）又は訂正等」に改める。

第2条 北本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第2項中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第17条の2中「特定個人情報」を「特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供先への通知）

第20条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中止」の次に「並びに同条例第17条の2に規定する特定個人情報の利用の中止、削除及び提供の中止」を加える。